

# 組合員資格確認のお願い

当 J A の組合員の皆様につきましては、当 J A 定款規定により、組合員加入申込時の提出書類記載事項に変更があった場合や組合員資格に変動等があった場合は、その旨を届けていただくことになっております。

つきましては、組合員資格・お名前・ご住所・お電話番号の届出事項に変更・修正があった場合は、当 J A 本所総務課（TEL0166-57-2311、FAX0166-57-2364）・支所管理金融課（TEL0166-87-2121、FAX0166-87-2289）へお申し出いただきますようお願い致します。

## 〔組合員の資格〕

第 1 2 条 この組合の組合員は、正組合員及び准組合員とする。

② 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。

1. 50 アール以上の土地を耕作する農業を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの。
2. 1 年のうち 90 日以上農業に従事する個人で、その住所又はその従事する農業に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの。
3. 農業を営む法人（その常時使用する従業員の数が 300 人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が 3 億円を超える法人を除く。）であって、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの。

③ 次に掲げる者は、この組合の准組合員となることができる。

1. この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用することが適当と認められるもの
2. この組合から第 7 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで又は第 13 号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受けているこの組合の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの
3. この組合から第 7 条第 1 項第 4 号、第 10 号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を 1 年以上継続して受けているこの組合の地区外に住所を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの
4. この組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合
5. 農業経営基盤強化促進法第 23 条第 1 項の認定を受けた農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体（その農用地利用改善事業の実施区域の全部又は一部がこの組合の地区内にある団体であって、前項第 1 号又は第 2 号に該当する正組合員（同項第 1 号に該当する正組合員にあつては、その住所がこの組合の地区内にある者に限る。）が主たる構成員となっているものに限る。）（以下「農用地利用改善事業実施団体」という。）であって、この組合の施設を利用することが適当であると認められるもの（前項第 3 号及び前号に掲げるものを除く。）
6. 農事組合法人等この組合の地区内に住所を有する第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者が主たる構成員となっている団体で協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするもの、その他この組合又はこの組合の地区内に住所を有する同項第 1 号又は第 2 号に掲げる者が主たる構成員又は出資者となっている団体であつて、この組合の施設を利用することが適当であると認められるもの（前項第 3 号及び前 2 号に掲げるものを除く。）

（農用地利用改善事業実施団体の構成員に係る組合員資格の特例）

第13条 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって利用権を設定したことにより前条第2項第1号又は第2号に該当しなくなった者であって、同項第3号又は同条第3項第4号若しくは第5号に該当する組合員である農用地利用改善事業実施団体の構成員であるもののうち、当該利用権の設定前に又は設定後遅滞なくこの組合に申出をし、理事会において次の各号に掲げる要件に該当する者である旨の確認を受けたものは、引き続きこの組合の正組合員とする。

1. その住所がこの組合の地区内にある者であること又はその住所が別に定める地区内にある者であって、この組合の施設（農業に必要な施設に限る。）を利用することが適当であると認められるものであること。
2. 利用権を設定した土地の全部又は一部がその者が構成員となっている農用地利用改善事業実施団体の農用地利用規程において定める農用地利用改善事業の実施区域（この組合の地区内に限る。）の地区内にあること。
3. 第12条第2項各号に該当する正組合員と協同してその農業の生産能率を高め、経済状態を改善し、社会的地位の向上に貢献すると認められる者であること。